第１章　多文化共生プラン策定の趣旨

１－１　プラン策定の趣旨

「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を、未来を担う子どもたちに引き継いでいくために、「一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働」していくことが求められています。

本市では、2010（平成 22）年４月に自治体の最高規範である「安城市自治基本条例」を施行し、市民が主役の自治の実現を目指していくことを宣言するとともに、「市民とともに育む」ことをキーワードにまちづくりを進めてきました。

ここで言われている市民とは、「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。」と定義されています。その中には、外国人住民※1も含まれています。

現在、本市には 2013（平成 25）年末現在 5,３９０人の在留外国人※2が生活しています。今後さらに、本市で生活する市民一人ひとりが、国籍にかかわらず、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を実現していくためには、「多文化共生社会」※3の実現が必要であると考えました。

そこで多文化共生に関する施策・事業を計画的かつ総合的に展開していくため、「安城市多文化共生プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定することにしました。

※１　**外国人住民**とは、日本国籍を有しない住民のみでなく、国際結婚によって生まれた子どもなど外国にルーツ※4を持つ人で、外国籍の方と同様の課題を抱えている住民も含める。

※２　**在留外国人**とは、2012（平成 24）年 7 月 9 日から新しい在留管理制度の対象となった「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた外国人。

※３　**多文化共生社会**とは、Ｐ８参照。

※４　**ルーツ**とは、人の民族的・文化的・社会的な起源。生まれた国や場所ということだけではなく、その人が成長する中で育んだり影響を受けてきたものも含める。

１－２　プランの位置づけ

本プランは、本市のまちづくりの最上位計画である総合計画をはじめ、他の関連計画と整合を図るとともに、愛知県が策定する「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」に示す市の役割を果たすために、本市がめざす多文化共生社会の実現に向けての基本的な考え方、具体的な施策及び推進体制などを定め、多文化共生のまちづくりの指針を示すものです。

１－３　計画期間

社会情勢や法令・制度改正の変化がめまぐるしい時代であることから、本プランの計画期間は 2014（平成 26）年度～2018（平成 30）年度として、本市がめざすべき多文化共生社会の実現に向けて、５年間で実施する施策を示します。